

本当はそのことを知っている。国民は決して馬鹿ではない。安倍の支持率が高いのは、彼が敢えて火中の栗を拾う決断をしていることを理解しているからだ。

144

慌てるにとも焦るにともない堂々たる答弁

総理になってからの安倍の活躍は、いまさら述べる必要もない。経済ではアベノミクスにより、民主党時代に八千円台にまで落ち込んでいた日経平均株価を、わずか半年で一万五千円台にまで回復させた。さらに何十年も横っていた円高を是正し、輸出産業と製造業を活気づかせた。また、民主党時代に壊れてしまつた日米関係を修復し、五十六年ぶりとなるオリンピックの説教も成功させた。

こうした政策面での成功以外に私が注目していたのは、テレビ中継される国会での言動だった。というは、野党政治家の多くは国会質問の場において、首相や大臣の失言を引き出すことを狙う。

国政に携わる者なら、与野党の枠を超えて、真に国益のために邁進するのが本当の仕事だと思うが、そつはならないのが政治の世界である。しかし正直に言えば、現在のこ

2014年2月19日 参議院総務委員会 民主党・新緑風会 小西洋之
出典：安倍晋三・百田尚樹共著、ワック株式会社発行所、鈴木隆一発行者
「日本よ、世界の真ん中で咲き誇れ」より

の困難の時代にあってはそのような「遊び」はやめてもらいたい、というのが私の望みである。

さて、首相の失言を引き出そうとする野党の質問に対して、安倍の答弁は実に堂々としたものだ。慌てても慌てるにとも焦るにともない。たとえば、ある民主党の議員は「暫定予算を決める委員会」において、総理に対して事前の質問にはない憲法クイズのようなものを突然、繰り広げた。「憲法において包括的な人権保障が書かれている条文は何条か?」とか、「〇〇ひらう学者を知っていますか?」などと質問し、総理が「知りません」と答えると、芝居がかつた大袈裟な表情で、「有名な憲法学者の〇〇を知らないで憲法を語るのですか?」と馬鹿にするように言つた。

これに対しても安倍はまったく動じることなく、「大切な暫定予算の議論をしている時に、生産性のないクイズみたいなのはやめましょう」と答めていた。まことに大人の態度である。

ちなみに、このひらう「憲法クイズ」にはオチがある。総理の「知らない」という言質をこつて得意になっていたその議員は、質問に出した憲法学者の名前を間違つていたのである。総理に恥をかかせようと一夜漬けで勉強してきて、自らが墓穴を掘る羽目にな

2014年2月19日 参議院総務委員会 民主党・新緑風会 小西洋之
出典：安倍晋三・百田尚樹共著、ワック株式会社発行所、鈴木隆一発行者

つた。

とにかく、安倍はこんな低劣とも言える質問に対しても、時には笑みを浮かべながら、また時には厳しい表情で毅然と対応している。毎回、拝見して見事だと思う。これは朝一に身につくことではない。

かつて六年前の第一次安倍内閣の時には、彼もいつもできなかつた。おそらく既に下つた数年間に、様々なケースをソーシャル・ショーケンしてきましたのだと思う。国会の委員会は、言葉による「決闘」の場でもある。不用意な発言、失言は政治家にとって命取りになる。だからこそ、質疑応答は恐ろしいのである。

安倍は野党議員のいやらしさ質問に対しても堂々と受け答えをして、逆に質問したほうが赤っ恥をかいたり、評判を下げてしまつたケースがいくつもあつた。まさにホクシングで言うところのカウンター・パンチのキレである。

また、安倍は海外でも自信に溢れた発言をしている。110-111年九月にハドソン研究所で、安倍は中国の軍事費増大を批判し、「私を右翼の軍国主義者と呼びたければ呼べばいい」と堂々たるスピーチをした。かつて国際舞台で、人のように中国に対して毅然とした発言をした日本のおじいさんたちがいただろうが。

安倍の評価は海外でも日増しに上がり、元米国国務省日本部長が「洗練された政治家であり、外交的にも難しい諸態勢にうまく対応している。大臣になる可能性がある」と絶賛したのは記憶に新しい。米政府の要職に就いていた人物の発言としては異例とのひとことである。

累敗に憲法改正を唱える

安倍がやろうとしている最も大きなものは憲法九条の改正である。「戦争放棄」「軍隊を保持しない」「交戦権を認めない」と書かれた条文の草稿を作成したのは占領軍であるが、これはアメリカ軍が「今後、永久に日本がアメリカに歯向かえないように」という主旨で作ったものだ。そもそも憲法とは国民が作るものである。占領されて主権を奪われた国家が、占領国に草案を押し付けられた憲法など、眞の憲法とは認められないのは当然である。ただ、人々で憲法論を長々と展開するのは本文の趣旨ではないので、あたりで止めておくが、一つだけ書いておきたいことがある。

安倍を攻撃する人々は「憲法改正派は、侵略戦争をやりたがっている」と口撃する

3 公共の福祉に関する一元的外在制約説

この説は、美濃部達吉¹によって代表される当初の通説であったが、一般に、「公共の福祉」の意味を「公益」とか「公共の安寧秩序」と言うような、抽象的な最高概念として捉えているので、法律による人権制限が容易に肯定されるおそれが少なくなく、ひいては、明治憲法における「法律の留保」のついた人権保障と同じことになってしまわないか、という問題があった。

⇒ 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第5版）』岩波書店, 2011, p.99.

¹ 美濃部達吉『日本国憲法原論』有斐閣, 1949, pp.166, 194.

平成25年3月29日 参議院予算委員会 民主党・新緑風会 参議院議員 小西洋之
国立国会図書館作成資料

「日本よ、世界の真ん中で咲き誇れ」(P. 145~146) の百田尚樹氏記述部分の問題点及びそれに係る主な事実関係（※）

2014年2月19日
参議院議員小西洋之

※3月29日予算委員会配付資料、事前の質問通告文書、当日の国会議事録等から証することができ、また、小西のブログ、HP等で3月29日以降に明らかにしている事項

○ 「事前の質問にはない」

⇒ 質問通告文書に「自民党憲法改正草案について」と記し、「取り上げる論点は 2013 年通常国会で安倍総理が予算委員会等で答弁している草案論点」と通告。安倍総理は、2月26日予算委員会の藤末議員質疑で憲法 13 条及び草案 13 条を答弁している。

なお、当日は、安倍総理が石井予算委員長にしきりと「通告を受けていない」と訴えたため、石井予算委員長がそれを信じてしまい、「事前通告がない」旨の発言を行ってしまった経緯がある。

○ 「憲法クイズのようなもの」、「突然、繰り広げた」

⇒ 個人の尊厳の尊重という憲法の目的そのものを規定し、それを実現するための幸福追求権並びに公共の福祉の原理を定めた憲法 13 条の本質を何ら理解せず、それを破壊する改正草案を掲げて憲法改正を唱道する安倍総理大臣（自民党総裁）に予算委員会で質疑を行うことは、憲法 13 条の趣旨に基づいた予算編成・執行を監督する国会の責務であり、更に、憲法遵守・擁護義務を有する国会議員の使命そのものである。

なお、以下の質疑構成の論理展開は質疑中に明示している。(①成年被後見人への選挙権問題、②自民党憲法改正草案、③いじめ対策のあり方、④安倍政権の成長戦略)

○ 「・・・生産性のないクイズみたいなことはやめましょう」と奢めている
「総理に恥をかかせようと一夜漬けで勉強てきて、自らが墓穴を掘る羽目になった」

⇒ 安倍総理が憲法 13 条に係る質疑を「クイズのような」と揶揄した発言は、芦部信喜先生についての質問の以前にしか存在しない。また、当該質問は、自民党草案が明治憲法と同等であるという理解が可能になることを、芦部先生の基本書（高橋和之先生補訂）の一部を配付資料として扱う際に行ったものである。

なお、安倍総理大臣が御名前すら知らなかった芦部信喜先生は、戦後憲法学の第一人者であり、凡そ立法活動で憲法論点を扱いあるいは憲法改正に係る検討を行う際には必ず出会う御名前であり、御著書の通称「アシベ憲法」は全国の法学部等で最も使用されている基本書の一つである。

以上

2014年2月19日 参議院総務委員会 民主党・新緑風会 小西洋之
出典：小西事務所作成